一般用生鮮食品の原産地表示の表示方法について

生鮮食品には、容器包装の有無に関わらず、 名称と原産地の表示が必要です。

※食品によっては、名称と原産地以外の表示事項が必要な場合もあります。



原産地の表示場所

《容器包装に入れられていない場合》

食品に接近したポップ等で表示



《容器包装に入れられた場合》

食品見えやすい場所に表示



農産物の原産地表示

- ●国産品は**都道府県名**で表示する (市町村名やその他一般に知られている地名も可能)
- ●輸入品は原産国名を表示する (その他一般に知られている地名も可能)



畜産物の原産地表示

- ●国産品は国産である旨を表示する (主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他 一般に知られている地名の表示も可能)
- ●輸入品は原産国名を表示する
- ※畜産物では、2か所以上にわたって飼養されている場合があり、 こうした場合は最も飼養期間が長い場所を、「主たる飼養地」とよぶ

長崎県で12か月、佐賀県で18か月飼養した豚の主たる飼養地について

長崎県(12か月)

佐賀県産(18か月)

最も長い飼養期間は佐賀県であるため、「国産」の他、 「佐賀県産」の表示が可能となる

水産物の原産地表示

- ●国産品は水域名又は地域名を表示する (水域名の表示が困難な場合には、水揚げした港名又は 水揚げした港が属する都道府県名を表示することが可能)
- ●輸入品は原産国名を表示する

国内の2箇所以上の養殖場で養殖した水産物の原産地として地域名を 表示する場合

国内で養殖した水産物の原産地については、「水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)」を表示することが必要。

2箇所以上の養殖場で養殖した場合の「主たる養殖場」とは、最も養殖期間の長い場所を指すため、養殖期間が長い養殖場が属する都道府県を表示する。

ただし、第2段階の育成期間が第1段階より短いものの、第2段階における重量の増加が第1段階より大きい場合には、第2段階の育成によってその水産物の品質が決定されることから、第2段階の育成を行った都道府県を原産地として表示することになる。

ブリ類の事例

A県 (育成期間: 12か月)

B県 (育成期間: 7か月)

(受入時重量: 1 kg) (出荷重量: 4 kg)
・・・原産地「B県産」と表示する

(食品表示基準Q&A 生鮮-30)